

公益財団法人日本テニス協会

利益相反ポリシー

1 目的

公益法人であるスポーツ競技団体の信頼性を確保するためには、営利法人である企業や関連する団体との関わりについて適正（いわゆる利益相反問題）に対応する必要がある。

2 利益相反の定義

利益相反は、「狭義の利益相反」と「責務相反」とに分けられる。

「狭義の利益相反」とは、外部からの重大な経済的利益等により、公益法人として必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれたのではないかと第三者から懸念される状態をいう。

「責務相反」とは、兼業活動により複数の職務遂行責任が存在することにより、本来の職務における判断が損なわれる、又は怠った状況であると第三者から懸念される状態をいう。

3 利益相反の対象者

役員（理事、理事待遇、監事、委員を含む）・事務局員・公認審判員・公認指導者等（以下、「役職員等」という。）を対象者とする。

4 基本原則

上記の対象者は、公益財団法人日本テニス協会(以下、「JTA」という。))が社会からの信頼を損なわないよう十分に配慮し事業活動を行う。また、公共の利益と JTA の利益が同等の重きをもって相反する場合には、公共の利益を損なわないようにする。

5 利益相反への対応

JTA は、役職員等の利益相反を防止するとともに、利益相反と思慮される行為が発生した場合の対応目的で、本ポリシーの制定、及び利益相反管理体制（コンプライアンス委員会の設置等）の構築を行う。

6 自己申告すべき情報

役職員等は、利益相反の防止・対応のため、下記の事項に該当する場合には当該関連情報をコンプライアンス委員会に報告しなければならない。

- (1) 法人の役職を兼業する場合には、当該法人名と役職
- (2) 個人チームの監督、コーチ、その他要職にある場合には、当該チーム名と担当役職
- (3) 設備や物品の供与及び寄付等を行う場合
- (4) JTA の利害と行動に直接・間接的な関係を有する者を利害関係者とし、それに対し施設、設備の利用提供をする場合
- (5) 利害関係者からの物品の購入や施設の賃借をする場合

7 利益相反に関する審査及び審査結果に対する不服申し立て

コンプライアンス委員会は役職員等からの自己申告情報に基づき、利益相反状況を審査する。

審査を経て利益相反と判断、又は懸念される場合には、関係者への事情聴取を行い改善

するよう指導・勧告をする。役職員等は、審査に不服がある場合には、再度、コンプライアンス委員会へ対して審議を求めることができる。コンプライアンス委員会は十分に審議を行い、理事会への報告、及び理事会による決定を経て申立者へ審議の結果を報告する。

8 情報開示

コンプライアンス委員会は、利益相反規定等への取り組み状況を開示する。

また、本利益相反ポリシー及び利益相反規定等を役職員等へ周知させるとともに、運用状況を定期的に開示する。

9 啓発・見直し

役職員等向けに、利益相反の問題意識を高める専門家による研修等を実施する。さらに、利益相反窓口を設置し、いつでも相談できる体制をつくる。

また、国内外の経済や社会の情勢の変化、利益相反問題の事例や状況等に応じて、本利益相反ポリシーの見直しを適宜実施していく。

制定日 令和3年 3月16日